

再 評 価 書

事業名	櫛田上地区 経営体育成基盤整備事業	事業区分		室名	農業基盤室
事業概要	工期 (下段：当初)	H8年～H20年	全体事業費 (下段：当初)	2,700百万円 (負担率：国 50：県 27.5：他 22.5)	
		H8年～H16年		1,995百万円 (負担率：国 50：県 27.5：他 22.5)	
事業目的及び内容					
<p>本事業の計画地域は、三重県松阪市の東部に位置し、一級河川櫛田川左岸に広がる沖積平野部の穀倉地帯です。農業生産は米を基幹作物とし、いちご、もろへいや等の露地野菜の栽培を行っています。</p> <p>整備前の農地は区画が不整形で、道路が狭く、水路は用排兼用の土水路であることから、営農や維持管理に多大な労力を要するとともに小型機械による不効率な営農を行っていました。</p> <p>そこで、高生産性農業の実現、農業を担う経営体の育成、そして、農業・農村の健全な発展に寄与することを目的とし、農業の生産基盤である耕地の大区画化、用排水路と農道の整備、換地による耕地の集団化を実施しています。</p>					
事業主体の再評価結果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>事業着手後、10年が経過し、なお継続中ですが、三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>① 平成8年度に事業着手しました。</p> <p>② 区画整理工事は平成8年度から着手し、平成18年度に完了予定です。</p> <p>③ 前年度まで、区画整理 A=96.2ha(96%)、事業量 2,431 百万円(90%)が完了し、残事業は A=4.0ha(4%)、事業量 270 百万円(10%)となっています。</p> <p>④ 翌年度以降の残事業は換地業務及び附帯工事であり、平成20年度に完了予定です。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>公共事業のあり方や良好な環境に対する国民の関心が高まってきたことを受け、食料・農業・農村基本法が平成11年度に制定され、農業生産基盤の整備にあたっては、「環境との調和に配慮しつつ必要な施策を講ずること」となりました。また、土地改良法は平成13年度に改正され、事業の実施にあたっての原則に「環境との調和に配慮すること」を位置づけることとなりました。さらに、三重県では三重県環境調整システム推進要綱を平成13年度に改定し、自然的条件を把握し環境への配慮を検討することとなりました。</p> <p>このことを受け、当地区において、三重県環境アドバイザー委員会による生態系現地調査を実施したところ、谷内田地域にホドケドジョウ（環境省汽水淡水魚類レッドリスト：絶滅危惧ⅠB類）、メダカ（環境省汽水淡水魚類レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類）、ウキゴケ（環境省日本の絶滅の恐れのある野生生物：絶滅危惧Ⅰ類）、ゴマシオホシクサ（環境省日本の絶滅の恐れのある野生生物：絶滅危惧ⅠB類）など多くの希少生物の生息が確認されました。</p> <p>このことから、地域住民、地元農業者、生態系有識者、コンサルタント、行政が、この地域の自然環境を保全するための取組みとして、生態系保全工法を取り入れた工事の実施、工事区域の分割施工による生態系への影響の軽減を行いました。</p>					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

平成8年の事業採択時の費用対効果分析結果は、1.47 でした。現時点での費用対効果分析結果は、1.17 となります。

4-2 地元意向

地元農家に対する聞き取りの結果、「大区画化と農道整備により機械作業の効率が良くなった」、「地区内の水はけが良くなった」、「用排水路のライニングによって維持管理が楽になった」との意見をいただいております。当事業の実施が、地域の営農の効率化、労働力の軽減及び、生活環境の改善に寄与していると思っております。

また、生態系調査、自然観察会などの実施について、地域住民からの聞き取りによると、「身近に希少生物が生息している」、「孫と一緒に田んぼで遊ぶことができている」との意見をいただいております。自然環境の保全を通じて地域づくりがはかられています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

区画整理の盛土材を、他工事で発生する残土を利用し、約68,000千円の縮減を図りました。

また、道路工の敷砂利と舗装に再生材を使用することで、約4,000千円の縮減を図りました。

5-2 代替案

特にありません。

再 評 価 の 経 緯

今回が最初の再評価になります。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。